

令和元年度第2回亀岡市総合計画審議会進行管理部会 議事要旨録

日 時：令和元年8月26日（月）午前9：00～12：50

場 所：亀岡市役所 6階 602、603 会議室

出席者：原田部会長、手塚副部会長、上田委員、尾崎委員、木村委員、渋谷委員

【議事1 追加出席者】

塩尻秀和（労働分野）、鷹樹浩光（金融分野）、豊福淳之（行政分野）

欠席者：今里委員、野中委員

議 題：1 開会

2 議事

（1）地方創生事業に係る検証

（2）後期基本計画第5章第6節「公園・緑地」に係るヒアリング

（3）後期基本計画第6章第6節「就労支援」に係るヒアリング

3 閉会

1 開会

2 議題

（1）地方創生事業に係る検証

○事業No.1「移住促進拠点活用事業」について説明（事務局）

○事業No.1に係る質疑・意見

副部会長

- ・「離れ」にのうみの施設の意図は、宿泊が移住に結び付くことだと思うが、宿泊者の傾向はどのような方か。また、宿泊が移住に結びついた事例はあるか。

ふるさと創生課

- ・傾向としては観光客が多い。施設の趣旨としては移住希望者に利用してほしいと考えている。年代は40、50代の方が多い。施設では実際の移住者を交えた交流会なども開催しており、移住希望者に施設を知ってもらえるよう取り組んでいる。

A委員

- ・宿泊者の感想等はまとめているのか。

ふるさと創生課

- ・宿泊者へのアンケートは毎月集計しているが、まずは1年間運営をやってみてから分析をしようと考えている。
- ・施設の整備については地方創生拠点整備交付金を活用しており一定の収益性が必要となることから、移住希望者に限らず、観光客にも利用していただいている。実際は観光客の宿泊がほとんどとなっているため、今後は広報の工夫、移住体験ツアーの開催などを計画している。

部会長

- ・移住につなげるためには施設を知ってもらうことが第一歩である。例えば、有償ではあるが地域ブランド調査における情報接触度ランキングなど、地域の情報を外部にどれだけ知ってもらえているかということも、評価の基準となるため検討いただきたい。

○事業No.2 『亀岡まるごとガーデン・ミュージアム』プロジェクトについて説明（事務局）

○事業No.2に係る質疑・意見

B委員

- ・各所にガーデンが整備され、きれいになったと実感している。市外の方にも見ていただき、印象が変わったのではないかと思います。
- ・今後は、コストを抑えて維持管理していくことが課題だと思う。

都市整備課

- ・ガーデンについては9カ所を整備した。維持管理は緑花協会や市職員、地元住民で行っており、地元住民にもっと参加してもらえるよう取り組んでいく必要があると考えている。

部会長

- ・空き地、空き家など、管理が不十分な民有地も、憩いの場として活用できないか。

都市整備課

- ・これまで整備した箇所は公有地がほとんどで、民有地は一部である。今後はできれば地元から適地を提案いただきたいと思っている。今年度は上矢田町自治会から提案があった箇所を整備し、管理も自治会に行っていただく予定である。

C委員

- ・ガーデンが各所にできたことは喜んでいるが、市民に浸透していない。造ったら大々的にアピールし、市民に関心を持ってもらえるようにすれば、周りの住民の方も草引きなどの管理に協力していただけるのではないか。

都市整備課

- ・御指摘については仰るとおりであり、行政評価における市民意見でも情報発信不足であるという意見があった。今後はホームページ等を活用して広報していきたい。

部会長

- ・地面をコンクリートで固めた家も多いが、雨水の一斉流出を防ぐグリーンインフラとして、小さな緑地を増やしていくことは大切である。また、積水ハウスがされている「5本の樹計画」のように、家庭に木を植えることで虫や鳥などの生物多様性を保全する取組もある。市民が自分の家をデザインするときのヒントになり、全国的にも珍しい取組になるので、今後はグリーンインフラや生物多様性といった視点を是非取り入れていただきたい。

○事業No.3 「今だけ、ここだけ、貴方だけ観光推進事業」について説明（事務局）

○事業No.3に係る質疑・意見

A委員

- ・観光に来られているのは、個人か団体かどちらが多いのか。

商工観光課

- ・個人、団体で半々くらいと思われる。観光入込客は各施設で集計しており、個人と団体の内訳は分からない。

A委員

- ・城下町の飲食店は、団体客に対応できるのか。

商工観光課

- ・がんこや玉川楼など、対応できる店舗はある。

部会長

- ・外国人の宿泊者の状況は把握しているか。

商工観光課

- ・湯の花温泉等は把握しているが、民泊や民宿については把握できていないところもある。

部会長

- ・個人の外国人観光客は民泊等を利用される場合も多いのではないかな。

商工観光課

- ・状況を把握できるよう努力している。

B委員

- ・亀岡は、これからが大きく変わる転換点である。外国人観光客はサイクリングや農業体験にも興味があると聞いているので、安い料金設定の宿泊施設を増やし、気楽に泊まれるようになれば、宿泊者数が増えて、亀岡の魅力が更に発信できる。

部会長

- ・森の京都 DMO が様々な取組を行っているが、DMO が主体となって造成した、亀岡が含まれる新たなツアーなどの成果はどうか。

商工観光課

- ・DMO のツアーについては 985 人の参加があった。DMO 独自の体験プログラムが 31 本あり、うち 11 本はインバウンド向けである。修学旅行の受入れについても 15 本あった。基本的には森の京都でしかできない内容となっている。

A委員

- ・2020 年には京都スタジアムのオープン、大河ドラマ「麒麟がくる」の放送、大河ドラマ館のオープンといった機会があるが、観光客をどのように城下町等へ誘客し、お金を落としてもらうか考えているか。

光秀大河推進課

- ・大河ドラマ館については 8 月 1 日から前売り券を販売し、ツアー造成を事業者へ委託しているところであり、年間入場者数 50 万人以上を目標に取り組んでいる。関連して市内の周遊のための音声ガイドアプリ構築や、ゆかりの地を周る取組、ホームページの強化などを実行委員会で進めている。来年 1 月 11 日にドラマ館がオープンし、スタジアム見学会と大河ドラマ館の組み合わせなどでも検討している。

C委員

- ・外国人観光客に対応するため、英語を話せるボランティアを市民から募集してはどうか。

商工観光課

- ・ボランティアの募集は予定していないが、観光案内所において外国語対応ができるようにしている。
- ・大河ドラマの放送によって外国人がどれだけ来るかは不明だが、大河ドラマ館でも観光案内所の設置について検討している。

部会長

- ・観光産業を支える人材育成の一環として、教育委員会と連携した取組を検討してはどうか。

商工観光課

- ・今後、検討していく。DMO ではインバウンド対応の市民ボランティアガイド育成のため、英語学習講座を開催されている。

副部会長

- ・毎年、亀岡祭に京都先端科学大学の学生を派遣して、鉾の運営を手伝っている。来年は観光やサッカーの試合の影響で大変多くの来客があった場合、対応できるのか。

商工観光課

- ・バスの駐車場等の問題もあるため、早い段階で検討していきたい。

B委員

- ・来年、観光客が多く来ることを想定して、亀岡の魅力をどう印象付けてリピーターを増やせるかを

考える必要がある。

商工観光課

- ・スタジアムからの周遊コースなど、来年をきっかけに継続できる観光振興に取り組んでいきたい。

部会長

- ・2025年には大阪万博もある。大河ドラマ放送以降の将来を見据えた取組が必要である。

光秀大河推進課

- ・大河ドラマでの外国人の観光客は多くないと見込んでいるが、2021年には台湾で放送される予定と聞いており、台湾からの観光客も増えると思われるため、ゆかりの地で外国人対応ができるように考えていきたい。一過性とならないよう、2020年に亀岡の良いところを見ていただいて、また来てみようと思っただけの取組を進めていきたい。

○事業No.4「森のステーションかめおか」について説明（事務局）

○事業No.4に係る質疑・意見

副部会長

- ・取組は非常に面白い。砥石は外国人に人気があるので、旅行会社やホテルと連携した小規模なプログラムも作ってはどうか。

商工観光課

- ・珍しい体験ができるということで、海外の方も来られている。外国人向けの旅行会社にもプロモーションしており、成果が出るまでには時間がかかるが、協力して取り組んでいきたい。

部会長

- ・NP0 法人チョロギ村の星空観察教室などは参加者に非常に好評であるが、あまり知られていない。市外への発信も必要であるが、市民が情報発信者となるよう、市民向けの情報発信にも努めてほしい。
- ・最寄駅はJR千代川駅となるが、JR八木駅の駅舎建て替えにより、千代川駅は嵯峨野線で唯一の木造駅舎となる。千葉県の小湊鉄道養老溪谷駅のように、あえて昔の風景に戻す逆開発により、森のステーションの入り口らしい雰囲気を作ることを考えられないか。

商工観光課

- ・八木駅の解体は地元の方に非常に惜しまれている。千代川駅から森のステーションかめおかまではバスで7分程度と決して遠くはないので、森のステーションの入り口としてプロモーションできるよう、地球環境こども村とも一緒に考えていきたい。

C委員

- ・施設について、鳥獣の被害は対策しているか。イベント時に制作した花飾りが鹿に食べられてしまったと聞いた。

商工観光課

- ・鹿ネットを設置し対策しているが、被害が起きているようなので、再度点検する。

B委員

- ・砥石は人気があり、来年は観光客が増えて広めるチャンスとなる。宿泊や食事もできる施設なので訪れる方が増えるよう計画していただきたい。

商工観光課

- ・京阪京都交通と連携して、大河ドラマ館とゆかりの地、既存の観光地をつないで周遊してもらう取組を検討している。

(2) 後期基本計画 第5章第6節「公園・緑地」に係るヒアリング

○「公園・緑地」に係る総合計画での位置付け等について説明（事務局）

○事業についての説明（公園・緑地）（前半5事業）

◆具体的施策 No231, 232②「緑のまちづくりの推進」

都市計画課

- ・「亀岡市緑の基本計画」は都市緑地法第4条に基づき、緑の現状や緑に対する多様なニーズをふまえ、公共施設としての緑や民有地の緑を幅広く「緑」としてとらえることで、将来像を展望する総合的な緑に関するマスタープランとして位置付けられた計画である。本市は、平成14年12月に本計画を策定し、その後、社会情勢の変化や第4次亀岡市総合計画の策定、亀岡市都市計画マスタープランの改定により、これらの上位計画との整合性を図るなかで、緑あふれるうるおいのある都市の創造を目指して、平成26年3月に計画を改訂し、適切な運用に取り組んでいる。
- ・亀岡市緑の基本計画の適切な運用に取り組むにあたり、活動指標にある通り、亀岡市ホームページにおいて本計画の概要版及び本編を掲載している。また、計画の改訂に係る検討会議の経過やパブリックコメントの実施状況等も公開することによって、内容の周知に取り組んでいる。
- ・亀岡市緑の基本計画で定める緑の基本方針および緑のまちづくりの整備目標等をふまえ、土地区画整理事業等の面的な整備によって新たな市街地が形成される場合等については、適正な公園の配置が行われるよう、適宜協議をおこなっている。
- ・本市内の主な面的整備については、現在、土地区画整理事業が4地区において施行されており、それぞれ地区内の公園、あるいは緑地の設計にあたり、具体的な配置計画を立てていただき、地区において緑のネットワークを確保していただいている。亀岡駅北土地区画整理事業地内の公園については平成28年度に、都市計画公園として都市計画決定を行ったため、5公園、約1.1ヘクタールを成果指標の実績としている。他の大井町南部地区、千代川町高野林・小林地区、篠町篠企業団地地区の3地区については、現在も土地区画整理事業が施行中であるが、今後、令和2年度までに5公園、約1.2ヘクタールの公園の設置が予定されている。次の事業で説明する具体的施策 No232①「公園・緑地の適正配置の検討」事業において、本計画の適正な運用に基づく、公園整備、公園に係る満足度の指標を定めている。これと一体的に事業を定めることで、事業の推進を図っている。

◆具体的施策 No232①「公園・緑地の適正配置の検討」

都市整備課

- ・本市内の都市公園・緑地については、先ほどの具体的施策 No231, 232②「緑のまちづくりの推進」で説明があった亀岡市緑の基本計画や亀岡市都市計画マスタープランに整備目標等を掲げて整備を進めている。都市公園の配置方針に沿った計画的かつ効果的な緑のまちづくりを推進することにより、良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的としている。
- ・活動指標については、平成28年度から令和元年度までは、後期基本計画を策定した時に既にあった公園整備面積に、事業実施の施行が見込まれていた土地区画整理事業地亀岡駅北地区、大井町南部地区の公園整備の計画面積を加え、市民1人当たりの公園の面積を算出し、公園整備の促進の指標として事業に取り組んでいる。令和2年度については、亀岡市緑の基本計画で定める市民1人当たりの都市公園の目標水準に掲げる数値を指標値としている。
- ・実績については、平成28年度から令和元年度の都市公園面積が63.54ヘクタールであり、1人当たりの面積が7.1平方メートルとなっている。
- ・現在、土地区画整理事業地亀岡駅北地区においては地域の憩いの場として、また運動ができる場として5公園約1.1ヘクタール、大井町南部地区では5公園約1.1ヘクタール、千代川町高野林・小林地区では4公園約0.5ヘクタール、篠町篠企業団地地区では1公園約0.9ヘクタールを配置し、整備に向け進められている。

- ・また、自然と共生する総合公園として、京都・亀岡保津川公園、約 13.9 ヘクタールの整備に取り組んでいる。京都・亀岡保津川公園については、公募による市民や地元関係者等によるワークショップを開催し、いただいた意見を反映させ、整備計画を作成した。今後、公園整備に係る詳細設計や工事施工の段階においても、意見をいただきながら京都・亀岡保津川公園の整備を市民協働型の公共事業として実施し、都市公園、総合公園の配置方針である市民が自然とふれあい、交流できる憩いの場として整備していきたい。

◆具体的施策 No233 「開発行為に伴う公園施設等の設置指導」

都市整備課

- ・宅地開発を目的とする開発行為については、「亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例」第 3 条において、開発区域の面積が 3,000 平方メートル以上の開発であれば設置することになっており、開発面積の規模に応じて、公園の面積及び設置すべき公園の必要数が明記されている。公園の設置が必要となる場合については亀岡市宅地開発等に関する条例及び亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例に関する基準に基づき、公園の設置指導を行い、公園の利用者が安全・安心に公園利用ができるよう指導するとともに、開発公園の日常管理は近隣住民の自治組織で行うことを周知するよう指導に努めている。
- ・公園の設置指導においては活動指標の通り、公園の設置が必要となる開発行為があれば、随時指導を行うこととなっている。指導する内容は、公園面積の規模に応じた遊具等公園施設の設置や遊具を設置するに当たり安全領域を確保した配置計画をすること、公園の日常管理を住民の自治組織で行う維持管理体制の調整などである。平成 30 年度には、平成 29 年度に指導した公園が新たに開発公園として設置され、開発公園は亀岡市内に 155 カ所となった。

◆具体的施策 No234 「開発公園施設の定期的な点検、亀岡市開発公園整備事業」

都市整備課

- ・市内 155 カ所の開発公園の管理は、近隣住民の自治組織で管理していただいているが、遊具等の劣化・損傷による事故を防ぐため、市職員で毎年四半期ごとに遊具等公園施設の点検を実施し、経年劣化した遊具等の早期発見に努めている。点検結果は各自治会に連絡し、使用停止等の措置を講じるよう指導を行っている。また、公園利用の促進と危険防止を図るため、自治会等が行う公園整備事業について、亀岡市開発公園整備事業補助金交付要綱に基づき、事業費の 2 分の 1 を補助金として交付し、地域住民の経費負担の軽減を図っている。
- ・公園内の遊具等の劣化・損傷による事故を防ぐために、活動指標の通り、公園の定期的な点検を毎年 4 回実施している。開発公園整備事業補助金については、平成 28 年度は 13 公園で 61 万 2000 円、平成 29 年度は 15 公園で 114 万 1000 円、平成 30 年度は 14 公園で 124 万 3000 円を交付している。自治会等による適切な公園管理や、市での定期的な公園点検の結果及び公園整備事業の実施により公園遊具等の劣化・損傷による事故は現在まで発生していない。今後も、公園内での遊具等の劣化・損傷による事故を防ぐため、市内 155 カ所の公園点検の実施や自治会等が実施する遊具等の補修・修繕、取り換え工事に対して適切に補助金を交付し、公園利用者が安全・安心に公園を利用できるよう努める。
- ・開発公園は子供が遊具で遊べる場、また近隣住民の憩いの場であり、地域コミュニティの形成の場であることも踏まえ、遊具の見直し等について管理いただいている自治会等から御意見をいただいたら、公園のあり方について自治会等と調整を進める中で検討する。

◆具体的施策 No235 「公募による指定管理者の選定」

都市整備課

- ・現在市内に 35 カ所ある都市公園の管理については、多様化、複雑化する住民ニーズに効果的・効率的に対応し、民間の能力を活用しつつ住民サービスの向上を図るとともに、経費の節減を図ることを目的として、公募による指定管理者の募集を行っている。現在の指定管理者の内訳としては、亀岡運動公園及びさくら公園が株式会社三煌産業、平和台公園などの 33 公園が公益財団法人亀岡市

都市緑花協会である。

- ・都市公園の管理にあたり、公園の管理・運営に関する基本協定書に基づき、月 1 回の連絡調整会議を設けている。連絡調整会議において、管理にあたって想定される事項について協議し、トラブルシューティングを行っている。その結果として、過去の都市公園の管理において特に目立ったトラブルはなく、適正に管理・運営を行ってきた。
- ・令和元年度について、亀岡運動公園及びさくら公園の指定管理者の改選を、令和 2 年度では 33 公園の指定管理者の改選を予定している。特に、2 公園の指定管理者の選定にあたっては市民意見にもある通り、亀岡運動公園内のスポーツ施設を有効活用するとともに、にぎわいの創出や市民の健康維持、スポーツ教育の充実を実現できるよう配慮し、選定を進めていきたい。

<質疑応答>

部会長

- ・開発公園について、公園という言葉で表現しているが、法令では、公園・緑地または広場という表現である。公園を設置するということは絶対に遊具を設置しなければならない、ということではないはずである。亀岡市も住民や開発業者との協議の結果、様々な公園が作られているわけで、進行政管理部会では、たまたま「公園」という言葉を用いられている理解でよいのか。

都市整備課

- ・都市公園は市内に 35 公園あり、その地域ごとに公園を整備しているため、必ずしもすべてが遊具を設置しているわけではない。ただ、開発公園は住宅地の近隣に設置することになっているため、面積に応じてどういう遊具を設置するかを定めているところである。

部会長

- ・その遊具の設置については、市で独自に具体的な技術基準を決めているのか。

都市整備課

- ・そうである。開発公園については公共施設であり、面積に応じて砂場や鉄棒等を一カ所は設けるようにしている。そのような技術基準を設置している中で、開発業者の協力で事業を推進している。

A 委員

- ・開発公園は 155 カ所、都市公園は 35 カ所だが、都市公園は指定管理者が管理を行い、点検されていると思う。開発公園は公園面積に応じて指定の遊具を置くのが前提だと思うが、開発時は子どもがいても、10 年、20 年後には公園で遊ぶ子どもが少なくなっており、遊具の必要性は低くなっているのではないのか。見直しはされているのか。
- ・子どもが少なくなったことで、公園の遊具を撤去して花壇を作ったり、高齢者の憩いの場にしたりするといったことは検討しているのか。

都市整備課

- ・開発公園の補助金の交付要綱では、遊具を改修されるところについて補助金を交付している。毎年約 15 自治会から遊具やフェンスの改修についての要望があり、修理費用の 2 分の 1 を補助金で交付している。しかし、遊具自体を撤去してはどうかという委員の意見もあったので、今後は管理している自治会から劣化した遊具の代わりに花壇を設置するなどのために補助金を利用したいと申し出があれば検討する。

部会長

- ・今の委員の指摘はまちづくりの根幹にかかわる部分だと思う。例えば、篠町は大規模な開発が行われているが公園の面積はほんの少しである。第 4 次亀岡市総合計画では「緑あふれる潤いのある都市を目指す」ということを掲げており、その中で、公園の定義解釈を地域の実情に合わせ、周辺の農地や河川も一体的に公園として、良好な環境を保全してはどうか。
- ・例えば、雑木林も公園と捉えて中小河川をうまく扱えば、水田を耕作し生き物を残して、子どもたちが遊べるような環境の公園を作ることができる。

- ・市からビジョンを地域に示すことはできないか。開発規模の 3%にあたる分を公園として設置し、遊具を置くことは戦後ずっと進められてきたことだと思うが、実際、亀岡市は緑が多いわけで、遊具のあるような公園を作る必要性は低いと思う。

A 委員

- ・亀岡市都市計画法に基づく開発許可等の基準に関する条例でも定められているが、開発規模の 3%では狭い公園しかできない。そういう開発地があった場合は、無理に公園の面積を確保するのではなく、代わりに金銭を市に支払い、市がそれを貯蓄する形でその土地全体の緑化に関する費用として活用するといったことも検討してはどうか

部会長

- ・亀岡は小規模の開発が多く、そのような開発地区によっては宅地一軒にも満たないような面積しかない公園になる。その小規模開発が第 2 期・第 3 期というように進み、面積としては広い宅地が出来上がっているのに対し、公園はとても小さい。このようなことを防ぐためには、その土地全体を緑化するための協力金を公園の面積を確保する代わりに徴収する方法も検討してはどうか。

まちづくり推進部長

- ・今すぐに既定の公園面積を確保しない代わりに金銭を徴収するといったことについて対応することは難しい。公園整備の内容については、目指すべきまちの対象を、どういった年代層にするのかということも含め検討する必要がある。その点は柔軟に開発業者と協議する中で、整備内容について検討していく。
- ・開発公園についても、点検する中で劣化の激しい遊具等について存続する必要があるかどうか検討したり、あるいはその遊具を撤去して地域の方々が憩える環境に変えていくことへの検討も必要であると思う。

部会長

- ・開発許可の公園の面積が 3%以上という条文の中で、「特に必要と認められる場合にはこの限りでない」という条文があると思うが、それを活用し、進める方法があるのではないかと。一度検討していただきたい。

D 委員

- ・公園内の遊具で子どもやお年寄りが怪我された場合の補償はどうなるのか。亀岡市が保険など入っているのか。自治会の管轄の公園もある程度保険に関して強制力を持たせたほうがよいのではないかと。お互い事故が起こってからでは遅いと思う。

都市整備課

- ・市が管理している都市公園 35 公園については、市が保険に入っている。開発公園についても、開発公園に係る施設賠償責任保険については、市で加入している。
- ・また、開発公園については、自治会にも合わせて保険に入ってもらえるようお願いしている。今のところ、開発公園は面積が 800 平方メートルのもので年間約 2,550 円の保険料であったと思う。

部会長

- ・具体的施策 No.235「公募による指定管理者の選定」で、平和台公園が指定管理の対象になっていると今回初めて知った。少し前に同公園を訪れた時には、草木は管理されておらず、ゴミが不法投棄され、トイレもあるが使えない状態で、市が直接管理したほうが良いと感じた。指定管理というのは民間のノウハウを活用して、市単独ではできない細かな気配りをするということが本来の趣旨だと思う。コスト面だけ見るのではなく、指定管理の事業者に対して定期的な指導も必要ではないか。何か対策をとっているのか。

都市整備課

- ・指定管理については、職員と指定管理者で毎月 1 回連絡調整会議を行っている。実施作業の確認や毎月の計画を確認している。十分な点検や行き届いていない部分については、十分にやっていきたい。

部会長

- ・ 亀岡運動公園であれば利用者である市民の評価や平和台公園であれば施設管理の技術的な評価など「評価」という視点を入れると、残念な状況は解消できるのではないかと。

副部会長

- ・ 指定管理者の選定について、前回の公募では多数の応募があったのか。今年度と来年度に応募される団体が複数現れる可能性があるのか。

都市整備課

- ・ 亀岡運動公園とさくら公園の2公園の指定管理について今年度募集を進めている。この2公園の平成27年度の公募では、現指定管理者と他1企業の応募があった。今年度については、9月上旬に説明会を予定しており、現時点で3企業から申し込みがあった。2公園以外の33公園については亀岡市都市緑花協会が指定管理を行っており、前回の公募では応募は1社であった。

部会長

- ・ 活動指標と成果指標に関して、以前（前期）の調書をそのまま引用していると思う。成果指標については公園を幾つ設置したかではなく、公園の設置によって市民の福祉がどれくらい向上したか、満足度はどれくらい向上したかが本来の成果指標である。計画の途中ではあるが、活動指標に入れるべき指標が成果指標になっている例が散見されたため、今後は指標の見直しを一度検討していただきたい。

○事業についての説明（公園・緑地）（後半5事業）

◆具体的施策 No236「公園施設長寿命化計画による整備事業」

都市整備課

- ・ 本市において、昭和40年代から整備してきた都市公園施設の老朽化に対して、補修・改築・更新の時期が到来している。メンテナンスサイクルを構築することにより老朽化による事故をなくし、安全・安心を確保することを目的として、平成22年度に亀岡運動公園施設長寿命化計画、平成23年度に亀岡市都市公園施設長寿命化計画を策定した。公園施設においては予防保全施設と事後保全施設に分類し、維持管理費の平準化を図れるよう計画に基づき、実施している。
- ・ 後期基本計画においては、平成28年度から公園遊具等の更新を実施し、平成28年度には亀岡運動公園他6公園、平成29年度には前山東公園他5公園の遊具等を更新している。平成30年度には、亀岡運動公園の園路および放送設備、そしてプールの循環設備の更新を行った。本市では公園施設長寿命化計画に基づく計画的な施設の更新のほか、専門業者による年1回の定期点検により、緊急性・優先性の高い公園施設から改修を実施して、施設の劣化による事故を未然に防止している。
- ・ 令和元年度については、長寿命化計画を策定してから約10年が経過することにより、公園施設の損傷・劣化の進行度合いが変わっていること、また国の策定指針が平成30年度に改訂されたことなどから、新たに公園施設長寿命化計画の策定を行う予定にしており、来年度以降当該計画に基づき公園施設の更新を進める。今後の課題として、事故のない施設運営を行うために、定期的な点検・適切な補修工事を行う必要がある。

◆具体的施策 No237「緑花推進事業」

都市整備課

- ・ 本事業は亀岡市の景観を守りながら育て、恵まれた自然景観を次世代に継承するため、環境緑化に努めるとともに、公益財団法人亀岡市都市緑花協会等関係機関との連携により、花と緑のまちづくりの実現に向けた事業を推進するものである。現在亀岡市内の公共施設等の緑化に加え、街路樹などの植栽樹木等の管理や都市緑化の普及啓発に関する業務を公益財団法人亀岡市都市緑花協会に委託し、計画的な都市緑化および市民啓発を行っている。
- ・ 市花・菊花普及啓発に関しては毎年5月に亀岡市花展示会、11月に亀岡市菊花展示会を開催し、市

花・菊花の愛好と普及を図り、都市緑化の推進と普及啓発につなげている。

◆具体的施策 No238「緑花推進事業（花と緑のフェスティバル等）」

都市整備課

- ・この事業は、潤いと安らぎのあるまちづくりや花づくりを通じたコミュニティの形成を図るため、花と緑豊かな潤いと安らぎのあるまちづくりの普及啓発を促進するものである。現在、緑化推進啓発事業として花と緑のフェスティバルの開催や花づくりコンクール等に関する業務を公益財団法人亀岡市都市緑花協会に委託し、啓発活動を行っている。花と緑のフェスティバルは、花と緑のまちづくりへとつなげる緑化推進活動の一環として市民の環境意識向上を図るとともに、都市緑化の普及啓発および花と緑の交流活動の場づくり、合わせて生涯学習の発表の場として毎年4月にガレリアかめおかで開催している。花づくりコンクールは緑化活動や環境教育を通じた子供たちの健全な育成を目的とし、花壇やプランター等により緑化を行う亀岡市内の保育所・保育園・認定こども園・幼稚園・小・中学校および義務教育学校を対象に実施するものである。応募作品については審査会を経て10月に授賞式および入賞作品展を開催している。
- ・成果指標については、イベント来場者数を目安としており、成果とするにはわかりにくい点もある。花と緑のフェスティバルでは来場者アンケートを実施しているため、その結果を踏まえながらより充実した事業内容となるよう取り組んでいく。

◆具体的施策 No239「ウェルカムガーデン整備事業」

都市整備課

- ・本事業は平成30年3月に策定した亀岡まるごとガーデンミュージアム構想に基づき、亀岡の玄関口である JR 各駅周辺や公共施設、亀岡ランプ周辺、観光地である湯の花温泉沿道など市内各所において市民協働によるウェルカムガーデン整備を行い、市外からの来訪者を気持ちよく迎え、亀岡の魅力を体感していただき、またリピーターとして亀岡の魅力を市内外に伝えてもらうことで、にぎわい人口の拡大を目指すものである。
- ・平成28年度は地方創生推進交付金を活用し、亀岡 IC と国道372号線が交差する箇所にある空き地を利用したウェルカムガーデンの整備設計を行った。平成29年度は、小城製薬株式会社様からの企業版ふるさと納税を活用し、篠 IC から国道9号へのアクセス道路にメタセコイヤ並木の整備、市役所別館および亀岡 IC にウェルカムガーデンの整備、並河駅前に桜の植樹を行った。また、地方創生推進交付金を活用し、市役所前及び南郷公園前にスポット緑地の整備、湯の花温泉にウェルカムガーデン、亀岡 IC に亀のモニュメントを整備した。なお、市役所前および南郷公園前においては、民間の土地の空き地を無償貸与いただいた。平成30年度は地方創生推進交付金を活用し国道9号沿いの各交差点の空き地部分にスポットガーデンの整備を行い、本事業ではこれまでに市内9カ所の整備を行った。今年度においては、鉾山神社前の空き地を活用したウェルカムガーデンの整備を予定している。なお、南郷公園前のスポット緑地については追分町自治会、並河駅前のウェルカムガーデンについては大井町自治会と市職員が共同で花の植え替えを行っている。また、湯の花温泉ウェルカムガーデンについては、湯の花温泉組合で維持管理をしていただいている。その他については市職員が公益財団法人亀岡市都市緑花協会とともに、定期的に維持管理を行っている。今年度整備する鉾山神社前についても、上矢田町自治会で維持管理をしていただく予定である。
- ・今後はウェルカムガーデン整備後の維持管理について、整備前に地元自治会等による維持管理体制を整え、意見を聞きながら共同で整備していくことで、地域への愛着や市民の緑化意識の向上に資するものであると期待する。
- ・情報発信については、市フェイスブックやオープンガーデンパンフレット等で広報してきたが、市ホームページへの掲載を含め、広く情報発信に努めたい。

◆具体的施策 No240「京都・亀岡保津川公園の整備」

都市整備課

- ・本事業では、本市の中心拠点である JR 亀岡駅の北側という好立地を活かし、周辺環境に配慮した

自然と共生する総合公園を目指して「京都・亀岡保津川公園」の整備を進めている。公園では屋外における憩いや休息、運動などのレクリエーション活動や農業体験などを含めた総合的な利用による地域のにぎわいと交流の創出を図る。また、アユモドキの生息環境を維持することで環境教育、啓発の拠点としても利用できることも目指す。

- ・平成 26 年 5 月に都市計画公園として開発が決定し、7 月に事業認可を得て着手し、用地の先行取得を行った。平成 26 年度から公園事業補助金を活用し、用地の買戻しを進め、平成 30 年度末で約 84% の土地の買戻しが完了した。平成 28 年 4 月に京都スタジアムの建設地が区画整理事業地内に変更になると、環境保全専門家会議委員の助言・指導や地元の市民を集めて開催したワークショップでの意見等を踏まえて公園整備計画の変更に取り組み、平成 31 年 3 月には認可を得た。事業計画の変更に伴い、事業期間についても平成 30 年度終了を令和 5 年度までとすることとなった。
- ・京都・亀岡保津川公園の整備計画については、この地特有の生態系や水源を中心とした原風景の保全、再生に努め、この地の流域機能を維持したグリーンインフラの整備を進め、この地の自然に触れ、体感し学べる公園として進めていく。
- ・今後の予定は、環境保全専門家会議での意見も含め、ワークショップを開催し、市民の意見を反映させた協働のまちづくりの事業として進めていく。

＜質疑応答＞

部会長

- ・各事業について意見等があればお願いします。

副部会長

- ・具体的施策 No.239 「ウェルカムガーデンの整備事業」であるが、デザインに対する共通のコンセプトといったものはあるのか。亀岡 IC を降りた所にあるウェルカムガーデンができた時に京都先端科学大学の学生が何を意味しているのか分からないと述べていた。学生の中には、市外出身の学生も多く、そういった人達にメッセージが伝わらないのではないか。

まちづくり推進部長

- ・亀岡 IC のウェルカムガーデンについては、森の京都関連事業という位置づけで本市が提案し、事業の実施については京都府で行った。それ以外にも国道 372 号線沿いの空地の複数個所の整備案を森の京都の関連事業として京都府に提案した。
- ・元々、センペルセコイアのような木を植える予定であったが、看板等が見えなくなる関係で、紅葉系統の木に変えたため、当初の完成イメージとは若干異なる部分もある。基本的には、森の京都というコンセプトで作成したものである。

副部会長

- ・すべてのガーデンのコンセプトを一律に合わせる必要はないと思うが、外から来た方々に対して亀岡らしさをアピールできるものであればよいと思う。今後、様々な花壇や木の植え替え等の際に、亀岡らしさを押し出すことを検討しておいてほしい。

部会長

- ・ガーデニングというのは基本的に人工物を排除していくといった趣旨が根底にあると考えられる。看板をどうするかといったことも含め、大切なことはコンセプトであり、亀岡に來たと実感してもらえるようなガーデンを作るといったこと検討していったほしい。
- ・京都・亀岡保津川公園というものは、コンセプトといったものがはっきりしている。水田を公園内に取り入れるなど、今までにないような非常に貴重な空間でもある。本市には京都先端科学大学のバイオ環境学部もあり、また、アユモドキについては京都大学とも綿密に連携を図りながら保全を進めている。特殊な環境にある琵琶湖の研究とは異なり、至ってごく普通の川の環境保全といった形である意味珍しい研究であると思う。昔から、洪水や増水を繰り返してきた川の研究というものは今後、東南アジアでも必要とされるかもしれないので、是非、京都・亀岡保津川公園につい

ては、研究の場所として世界的にも注目される場所になってほしいと思う。

A 委員

- ・街路樹が大きくなっており、去年の台風等で倒木が目立っている。そのような箇所の管理は行き届いているのか。

都市整備課

- ・道路や公園などに街路樹は多く存在し、植えた時からの年数が経っている樹木等もあるが、去年の台風に関しては、道路や公園内の被害も大きく、倒木も多くあった。その際は、各担当に分かれ倒木の撤去等を行った。これからも、各担当部署で適切に管理していきたいと思う。

D 委員

- ・京都・亀岡保津川公園の完成はいつなのか。

都市整備課

- ・当公園に関しては、国土交通省の補助金を活用し事業を進めている。今年度で用地の買戻しもすべて終了する予定であり、9 月議会においても用地の買戻し費用について要望したいと思っている。完成については、令和 5 年という事で計画変更の認可を取得した。しかし、令和 5 年で完成するかどうかは補助金等を鑑みて、進めていく。

D 委員

- ・京都・亀岡保津川公園に関しては、亀岡の玄関口にあり立地条件も良く、さらに、公園というものはだれでも自由に利用することができる施設であるため、非常に有効な施設であると感じる。補助金等の関係もあると思うが、できるだけ早くスピード感を上げて取り組んでいただきたいと思う。

(3) 後期基本計画 第 6 章第 6 節「就労支援」に係るヒアリング

○「就労支援」に係る総合計画での位置付けについて説明（事務局）

○事業についての説明（就労支援）

◆具体的施策 No293「雇用啓発事業」

商工観光課

- ・この事業の概要及び目的は、定期的な企業訪問や企業との懇談を通じて雇用の創出の場である企業から情報を収集するとともに、随時企業の経営状況や雇用の動向を把握し、地元雇用の拡大、安定を要請している。
- ・活動指標としては、企業への訪問件数について年間 100 社を計画に掲げている。平成 28 年度には 122 社、平成 29 年度には 170 社と目標を達成しているが、平成 30 年度については 76 社である。これは、今まで本市単独で企業訪問を行っていたのを平成 30 年度からは京都府南丹広域振興局や亀岡商工会議所、京都産業 21 等の関係機関と合同で企業訪問を行うようになり、予定の調整等が必要になったからである。しかし、関係機関と連携することにより雇用問題を含めた諸問題に対して多方面からのアプローチが可能になった。
- ・活動に対する成果指標としては、市民雇用の拡大としてのものづくり産業雇用支援助成金における助成雇用者数を掲げており、平成 28 年度は 46 人、平成 29 年度は 34 人、平成 30 年度は 67 人と概ね目標を達成している。しかし、今年度から助成制度については廃止となっている。今後は、企業における慢性的な人材不足や売り手市場である現在の雇用情勢を踏まえ、企業における人材確保に努めていきたいと思っている。具体的には南丹地域の企業を集め、合同企業説明会の開催や本市内の企業のアピールを行っていききたいと感じている。また、引き続き企業訪問を行い、本市内の雇用情勢の把握に努めていきたいと思っている。

◆具体的施策 No294「就労支援事業」

商工観光課

- ・この事業の概要及び目的は、求職者への就労支援の充実に向けて、求人関連情報の提供及び就労に関するセミナー、個別相談会を開催している。

- ・具体的な活動としては、就職支援セミナーや個別相談会の開催、市役所1階市民情報コーナーでの情報提供等を行っている。また、年6回京都ジョブパークから専門の講師を1名呼び、ガレリアかめおかで個別の相談会を開催している。就職したいが、方法がわからなく漠然と不安を抱えているような人を対象に1対1の面談を行っている。
- ・成果指標としては、面談会への参加者数を掲げており、平成28年度は25人、平成29年度は10人、平成30年度は9人と徐々に減少している。これについては、雇用情勢が売り手市場であることも影響している。京都ジョブパークの講師を招いての面談会については、平成29年度は申込者がいなかったため、平成30年度からは実施を取りやめた。しかし、少しでも多くの方々に参加していただけるように、今年度から新たに南丹地域の若者サポートステーションによる職業適性診断を予定している。また、休日の開催を検討するなど、使用者が参加しやすいように工夫をし、関係機関と連携しながら、就職を希望している市民のために事業を行っていきたいと思う。

◆具体的施策 No295「雇用促進事業」

商工観光課

- ・事業の概要及び目的については、本市内にある企業に勤める職員が人権問題について正しい知識を共有し、人権意識の向上を図り、人権問題の解決や雇用の促進と安定を図るために、人権啓発活動及び就職困難者等に対し、求人情報の提供を行っている。
- ・毎月ハローワーク園部と京都府南丹広域振興局と合同で人権福祉センター、東部文化センター、保津文化センター、犬甘野児童館などの各センターに訪問し、求人情報の提供等を行っている。また、年1回企業の社員、職員を対象に人権教育講座を開催し、平成30年度については、平成31年1月に市民ホールにて「働き方改革の概要及び今とるべき対応とは」と題し、講師については弁護士の方を招き、開催した。
- ・成果指標としては、企業の社員、職員人権講座参加者数という事で、目標を30人に設定し、平成28年度は31人、平成29年度は29人と少し減ったが、平成30年度は43人と増えたため達成度は100%となっている。

◆具体的施策 No296「就労支援事業」

商工観光課

- ・この事業の概要及び目的としては、国や京都府の制度を活用して就業や転職を希望する方々への職業能力訓練、技術所得機会の充実を図っている。具体的には、市役所の向かいのスカイビル5階にあるハローワークプラザ亀岡に入ってすぐの場所に職業情報コーナーとしてチラシを配架するスペースを設け、情報提供を行っている。就職を希望するすべての方々への情報発信の場として、年間を通して国、京都府、本市の就職に関するイベントの情報や制度を紹介するようなチラシを多く配架している。
- ・活動に対する成果としては、実際のチラシの取得者の把握が困難であることから、ハローワークプラザ亀岡の利用者の数を「情報提供者数」として指標に掲げている。平成28年度が10,128人、平成29年度が9,968人、平成30年度が7,362人となっている。少子高齢化による生産年齢人口の減少により、ハローワーク全体の利用者数も減っていきっており、それに伴い情報提供者数も減少している。
- ・今後も変わらず、情報発信の場として情報の提供は続けていくが、今年度は企業から求めがあった場合は、ハローワークプラザ亀岡内において、企業との個別の面談会ができるように調整している。求職者に対する情報提供の場としては、今後さらに京都労働局と連携しながら、求職者の情報提供の拡充を図っていきたいと考えている。

<質疑応答>

部会長

- ・市として就労支援を行う場合、雇用啓発・就労支援、企業訪問などの活動は、何故いつも中小企業だけが対象なのか。ものづくり産業の事業補助金を充てていることは理解した上でだが、NPOはどうして対象にならないのか。

産業観光部長

- ・NPOに関しては生涯学習部の所管である。

部会長

- ・雇用啓発や就労支援において働く人にとって、法人格は問題ではない。経済産業省所管のものづくり産業の支援金はNPOも対象になっている。事業者・失業者・転職者に対する支援は中小企業に限定される必要はない。

産業観光部長

- ・限定しているのではなく、産業観光部では中小企業が担当であり、NPOに対する支援は生涯学習部で行われている。

部会長

- ・産業観光部で法人格の形態は問わず、就労を希望されている方がいたときにはマッチングして、そのあとに各所管に振り分けてもいいのではないかと。

産業観光部長

- ・産業観光部で所管しているのは、雇用であって就労ではない。就労は多岐にわたって展開されるべきものであるが、産業観光部が所管しているのは、雇用であることから、中小企業のみを対象とする。

部会長

- ・雇用を希望するNPOがあれば支援の対象にしてもいいのではないかと。ハローワークなど公的機関はNPOや社会福祉法人、企業も含めて対象としている。産業観光部の雇用施策は中小企業に限定される必要はないのではないかと。

産業観光部長

- ・雇用施策や就労施策をどこが展開すると考えれば、基本的には国、ハローワークがすべきである。ただ地域ごとに様々な課題がある中で、亀岡市の産業観光部は中小企業の人材不足に支援を行っている。

部会長

- ・中小企業以外は支援対象の範囲ではないという理解でよいかと。

産業観光部長

- ・現在、産業観光部が関わっている範囲としては、中小企業のみである。

部会長

- ・つまり亀岡市としては雇用を担えるようなNPO法人を育成していくことも、今は考えていないということか。

産業観光部長

- ・雇用施策や就労施策においてはそういう考えはない。ただNPOの育成に関しては生涯学習部で取り組まれていると考えている。

A委員

- ・就労・雇用の呼びかけは、NPO・中小企業関係なく行っているのか。

商工観光課

- ・市民に対しては呼びかけをしている。元々、「中小企業憲章」というものに代わるものとして、亀岡市が「ものづくり産業ビジョン」を掲げている。製造業の多い亀岡市において、ものづくり産業の

支援の一環の中で、企業訪問をする中で、就労の情報もいただいている。その情報を他の組織につなげることで支援をしている。

部会長

- ・市民は納税者であることから、情報の提供を受ける権利がある。NPO 法人も税金を払っており、一般の企業と変わらない活動をしている。なぜ NPO は支援対象ではないのか。NPO では AI の導入やクラウドの活用が進んでおり、企業にフィードバックできるノウハウもあるため、雇用政策から NPO が外れてしまうのがもったいない。一例として、京都府では、育児休業をしていた女性が職場復帰する際に、本来の仕事にすぐに戻るのではなく、一定期間 NPO に時短勤務し、最新のテクノロジーを勉強した後で企業に戻り、身につけた技術を生かして改革を進めることが事例としてある。市町村のほうが住民や企業と距離が近い分、マッチングもよりしやすいと思う。市ならではのビジョンがあってもいいのではないかな。
- ・国が、これからものづくり産業を担うのは中小企業ではないと提唱している。特に、ICT の活用はものづくり産業の現場にも必要であり、そのノウハウはむしろ NPO のほうが持っていたりする。そのため、もう少し幅広く考えたほうがよい。

D 委員

- ・今後としてはものづくり産業への支援に特化せずに、幅広い視点で考えたほうが良い。

商工観光課

- ・国の方向性も注視しながら、今後の事業展開を検討していく。

副部会長

- ・第 6 章第 6 節の事業全体について、基本的に個別の事業の利用者は減少しているが、雇用状態は改善している。今後、どのようにこの施策は展開していくのか。存在意義はどのように考えているか。

産業観光部長

- ・例えば、雇用啓発事業の中で挙げているものづくり産業雇用支援事業について、今年度は廃止している。ジョブパークやサポートステーションと連携を深めていることや開催日時を平日から土日に変えたりする形で、できるだけ利用者が利用しやすい形で環境を整えることにシフトしている。ただ、経過や今後も踏まえた中で、制度の見直しをしながら続けていかなければならない。

部会長

- ・100 を超える企業を訪問して、企業のニーズについてどのようなことがわかったか。

商工観光課

- ・どこの企業も人手不足で困っていると聞く。人が足りないから機会を損失してしまう。

部会長

- ・地方に仕事がないと言う学生がよくいる。求人を見ると高卒以上と書いてあった。企業の立場から見ると、高卒以上は大卒も含むと考えて書いているのに対し、学生側は、大学生は対象ではないと認識してしまっている。求人が高卒以上と大卒以上を分けて記載するだけで解決した例もある。すぐにできる支援だと思う。
- ・市民の方々に 100 以上の企業を訪問した結果を伝えることで、市民の方々の満足度にもつながるのではないかな。

< 進行管理部会による評価 >

○後期基本計画第 5 章第 6 節「公園・緑地」

部会長

- ・平均値と中央値を見ると、傾向としては変わらないと思う。その中で、少し手法の妥当性が低かったのは、具体的施策 No.233 「開発公園の伴う公園施設等を設置指導」であった。「公園」の定義を再考し、もう少し幅広くとらえ、遊具があるような公園だけを公園というのではなく、開発地域に対

して 3%の公園を設置する代わりに緑化のための費用を徴収してはどうか、という意見も出た。全体を通して、気づいた部分はあるか。

A委員

- ・人口減少もあるが、少子化の時代になって地域に子供のコミュニティがない。新興住宅地以外では維持管理が難しいのではないか。公園設置から何年か経てば、利用方法を考えたほうがいい。

部会長

- ・緑地といっても樹木を伐採してほしいという意見もある。無理に樹木を設置しなくても、ただの原っぱ、空き地でもいいのではないかなと思う。
- ・また、ボール遊び禁止が多いという市民の意見が気になった。自治会に対して近隣の方から要望があったとしても、それくらい我慢しようと返すことがあってもいいのではないか。

D委員

- ・ボール遊びでも野球は危ないのはわかるが、サッカーやテニスはどうなのか。ボール遊び自体がダメなのか。

B委員

- ・安全面やボールが近隣の住宅に入ってしまう問題もあり、今は禁止ばかりである。公園の定義が変わってしまい、子供たちが集って遊べる場所ではなくなっている。

部会長

- ・今までの公園の形に縛られない展開があればよい。無理やり 3%作らせるよりも、それに見合うだけの資金面で提供するという新しい方向を模索してはどうか。
- ・市がしっかりとビジョンをもって、どんな公園や緑地を整備していくのか見直し、新しい時代に合った施策を展開していくということを部会の意見とする。

○後期基本計画第6章第6節「就労支援」

部会長

- ・この中で特に数値が低かったのは、手法の妥当性については具体的施策No.293「雇用啓発事業」、重要性については具体的施策No.295「雇用促進事業」と具体的施策No.296「就労支援事業」が若干低い値になっている。

B委員

- ・総合計画の就労支援においては、行政は中小企業を対象に行っているため、NPO は違う部署になってしまう。進行管理調書は出ていないのか。

事務局

- ・今回の対象になっているのは、産業の振興の中の就労支援である。

B委員

- ・雇用と就労はこの節しかなく、この節を担当しているのは産業観光部であるが、NPO は生涯学習部が管轄なら、生涯学習部が進行管理調書を作らなければならない。

事務局

- ・産業振興という枠組みの中での就労支援施策しか計画の中に出てこなかったため、結果として商工観光課の所管だけになっている。特に、就労という部分では、企業の人材確保という部分の就労であったり、働く場を得るための福祉的な施策であったり、特定非営利活動法人という枠組みからは見えてなかった。NPO の活動も幅広くなってきたため、従来の形とは変わってきている。就労の場としても位置付けられる時代になったと思う。第4次総合計画の中で、NPO が就労先として想定をしていたかという、なかったと思う。社会情勢の変化で、不景気の時代リーマンショック、働く場がなかったという時代から、企業が人手不足に困っており、外国人労働者の受け入れに変わってきている。

B委員

- ・社会福祉法人や介護従事者の就職が少ないため、そういった雇用促進の取組を健康福祉部がギャラリーのコンベンションホールで行ってくれた。市では産業観光部だけではなく、健康福祉部も就労支援はしている。調書が産業観光部しか出てないため、広がりがいいのではないかな。

部会長

- ・就労支援や雇用の支援の窓口がなぜ産業観光部に一元化されているのか。福祉や社会教育と連携していかなければ、同じことを各部署がしている状態である。例えば、福祉のほうで大きな改善が見られたとしても、今までの雇用成果が上がってないことになる。
- ・中小企業限定の雇用支援であれば、商工会議所と変わらない。

A委員

- ・総合計画は10年計画である。その流れで進めてしまうと、今の時代に合わない。スピード感が違う。前期・後期に分けてあるのだから、今の時代の流れに合うように考えなければならない。

部会長

- ・外国人の雇用は目の前の大きな課題であり、今の亀岡市の仕組みでは対応できない。労務管理の部分でもこれからどうしたらいいのか、という声がたくさん出てくると思う。雇用の形態や法人格の形態、どんな方が就労を希望されているのか、ということを一元的に考える場を設けないと非効率になっていくと思う。

B委員

- ・中小企業だけが求人を求めているわけではない。大企業・社会福祉法人・医療機関も人を求めている。零細企業は、1、2人で働いておられて、自分が辞める時には代わりの人を見つけなければならないという問題も出てくる

部会長

- ・黒字であるのに事業承継ができない会社がたくさんある。今の雇用だけではなくて、承継という視点からも雇用施策も展開していただきたい。

D委員

- ・PTAで京都府のセミナーを受けたのだが、中高年のひきこもりが非常に多い。自治会や各区と連携できるのは亀岡市だと思う。外国人のほうがコストを抑えられるとは思いますが、そこは弊害だと思う。

部会長

- ・中高年の就労は、いきなり正社員化は難しい。必ずしも就労支援イコール正社員ではない。

D委員

- ・民生委員と連携して、引きこもりの中高年の方にちょっとした仕事でも就いてもらえればよい。

部会長

- ・求人情報を見に来た人はいいが、そこにすら来ない人はどうすればいいのか。
- ・民生委員と連携した中高年の引きこもりの解消も雇用施策の中に位置づけてほしい。

B委員

- ・引きこもりについて関わっているが、個人個人でひきこもりになった理由が違うので一概には言えない。

D委員

- ・アンケートを取ったら、このままではいけないと皆さん思われている。何とかしなければとは思っているが、きっかけはなく引っ込み思案ということもあり、なかなか難しい。

部会長

- ・雇用支援について、法人格にとらわれず、広く展開をしていただくことと、特に中高年については社会問題化しているため、福祉部門と連携して、積極的にアプローチしていただき、就労の実現につなげていくことを部会の意見とする。

事務局

- ・後期基本計画の冊子 70 ページにある「障害のある人の支援」についての雇用の創出と就労支援は福祉分野であり、産業分野の中で就労支援というと企業のイメージになる。就労は、幅広く各施策の中で現れると思う。

部会長

- ・それがまさに課題であり、今回足りなかった部分である。雇う側の法人格の問題もあり、就労を希望されている側の状態によって漏れてしまう部分がある。そのあたりを充実していただきたい。

3 閉会

事務局

- ・本日頂戴した意見、評価結果をもとに、10 月に理事者ヒアリングを実施し、事業の改善に努めていく。
- ・理事者ヒアリングの結果については、来年 1 月開催予定の令和元年度第 3 回亀岡市総合計画審議会進行管理部会にて報告させていただく。

以上